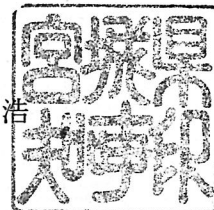




宮城県行政評価委員会

委員長 星宮 望 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



平成 2 2 年度公共事業再評価について（諮問）

このことについて、行政活動の評価に関する条例（平成 1 3 年宮城県条例第 7 0 号）第 8 条第 1 項の規定により貴会の意見を聴きたいので、下記の資料を付けて諮問します。

記

平成 2 2 年度公共事業再評価調書 一式

平成 2 2 年度公共事業再評価調書の 要 旨

平成 2 2 年 6 月
宮 城 県

目 次

ページ

1 趣 旨	1
2 公共事業再評価について	1
（ 1 ）公共事業再評価の目的	1
（ 2 ）公共事業再評価の対象	1
（ 3 ）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関	1
（ 4 ）公共事業再評価の流れ	2
3 対象事業一覧表	3
4 公共事業再評価調書の概要	4

平成22年度公共事業再評価調書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第5条第2項に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、計画又は事業着手後、一定の期間を経過した事業を対象に作成した公共事業再評価調書（県の自己評価原案）の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

（1）公共事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、計画又は事業着手後、一定の期間を経過した事業について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

（2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。）。

- ① 事業着手後5年間を経過した時点で未着工の見込みの事業
- ② 事業着手後10年間を経過した時点で継続中の見込みの事業
- ③ 再評価実施後5年間を経過した時点で未着工又は継続中の見込みの事業
- ④ 事業採択後、準備・計画段階で5年間が経過する見込みの事業
（地域高規格道路事業、ダム事業に限る。）
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業

（3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の各事業担当課において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を巡る社会経済情勢等の変化への対応
- ③ 代替案と比較検討した場合の妥当性
- ④ コスト縮減の検討内容の適切性
- ⑤ 費用対効果の適切性

(4) 公共事業再評価の流れ

公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1, 2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、自ら評価します。

宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

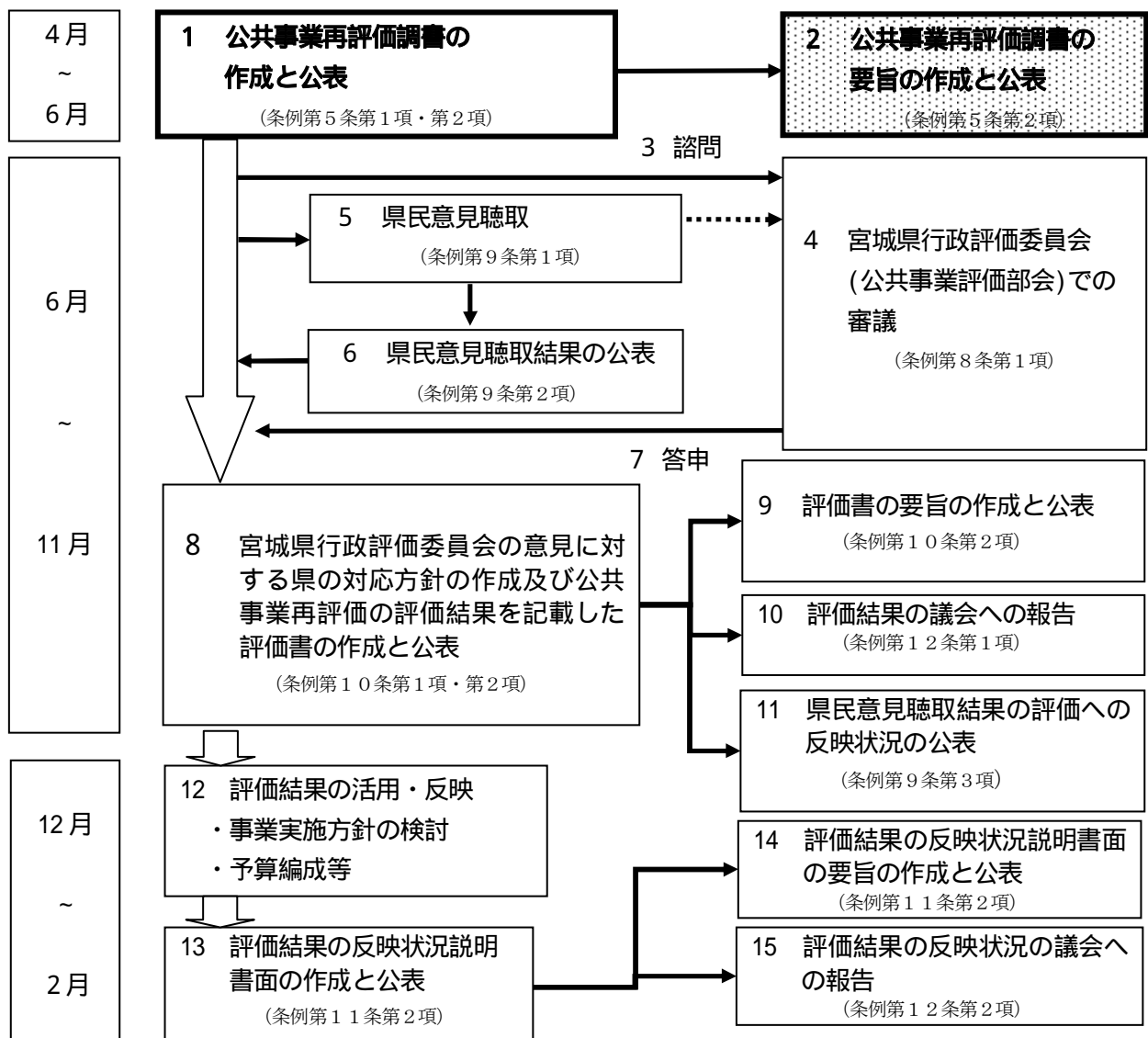
県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果を踏まえ、翌年度以降の事業実施方針の検討並びに翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表し、県議会に報告することとしています。

《 フロー図 》



3 対象事業一覧表

番号	事業種別	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	再評価対象区分					備考
						5年未着工	10年未了	再々評価	5年未着手	その他	
1	道路	国道113号 館矢間道路改良事業	丸森町	H8	H23			○			土木部 道路課
2	道路	一般県道小牛田松島線 初原道路改良事業	松島町	H13	H25		○				土木部 道路課
3	河川	南沢川総合流域防災事業	登米市	H13	H40		○				土木部 河川課
4	河川	小田川総合流域防災事業	角田市	S50	H50			○			土木部 河川課
5	海岸	仙台塩釜港海岸高潮対策事業	塩竈市	H8	H26			○			土木部 港湾課
6	下水道	北上川下流流域下水道事業	石巻市, 東松島市	H3	H35			○			土木部 下水道課
7	農業農村整備	かんがい排水事業 (牛橋地区)	山元町, 亘理町	H8	H24			○			農林水産部 農村整備課
8	農業農村整備	経営体育成基盤整備事業 (小川地区)	岩沼市, 名取市	H13	H24		○				農林水産部 農村整備課
9	農業農村整備	経営体育成基盤整備事業 (清水川北浦地区)	美里町, 大崎市	H13	H27		○				農林水産部 農村整備課
10	農業農村整備	経営体育成基盤整備事業 (蛇沼向地区)	美里町, 石巻市, 東松島市	H13	H25		○				農林水産部 農村整備課
11	農業農村整備	経営体育成基盤整備事業 (芋塚地区)	栗原市	H13	H23		○				農林水産部 農村整備課
12	農業農村整備	ため池等整備事業 (上沼3期地区)	栗原市	H13	H25		○				農林水産部 農村整備課
計12事業		道路2, 河川2, 海岸1, 下水道1, 農業農村整備6						7	5		土木部 6 農林水産部 6

○再評価対象区分 (行政活動の評価に関する条例施行規則第22条)

- ・未着工: 事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれるもの
- ・未了: 事業着手をした年度から起算して10年度以内に事業の完了が見込まれないもの
- ・再々評価: 公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度(下水道事業については10年度)以内に、用地買収の手続若しくは工事のいずれも行われなかったことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの
- ・未着手: 事業の準備又は計画に係る調査費が予算に計上された年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことが見込まれるもの
- ・その他: 社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるもの

4 公共事業再評価調書の概要 (1/2)

番号	事業種別	事業名	事業主体	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費(億円)	進捗率(%)	事業目的・事業概要	総合評価 対応方針(案)
1	道路	国道113号 館矢間道路改良事業 ※再々評価	県	H8	H23	97.1	92.8	バイパスを整備することにより、通過交通を市街地から分離して生活環境を改善するとともに、慢性的な交通混雑を解消して幹線道路としての機能を強化するもの。 延長2,835m 車道幅員6.5m(全体幅員15.0m)	事業継続
2	道路	一般県道 小牛田松島線 初原道路改良事業	県	H13	H25	18.0	66.1	道路改良事業により、県内有数の観光地である特別名勝「松島」を通る国道45号の交通渋滞を緩和するとともに、松島地区と大崎圏域の広域的連携強化と交流促進を図るもの。 延長1,640m 車道幅員6.0m(全体幅員8.0m)	事業継続
3	河川	南沢川 総合流域防災事業	県	H13	H40	44.0	62.0	南沢川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長3,100m	事業継続
4	河川	小田川 総合流域防災事業 ※再々評価	県	S50	H50	44.6	29.4	小田川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長3,750m	事業継続
5	海岸	仙台塩釜港 海岸高潮対策事業 ※再々評価	県	H8	H26	23.0	59.6	高潮、津波による浸水被害を防止するため、胸壁などの整備を行うもの。 浸水想定面積94ha 事業延長2,305m	事業継続
6	下水道	北上川下流流域 下水道事業 ※再々評価	県	H3	H35	480.4	75.2	関連市を対象に下水道の整備を行い、地域住民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の発展及び公共用水域の水質保全に寄与するもの。 計画区域面積3,513ha 計画処理人口113,800人 流域幹線延長27,560m ポンプ場3箇所	事業継続
7	農業 農村 整備	かんがい排水事業 (牛橋地区) ※再々評価	県	H8	H24	31.5	65.7	基幹的な農業水利施設の整備により、湛水被害の解消を図り、農業生産基盤の保全に資するとともに、生活環境の向上を図るもの。 受益面積455.3ha 揚水機場1箇所 排水路2,100m	事業継続
8	農業 農村 整備	経営体育成 基盤整備事業 (小川地区)	県	H13	H24	15.7	81.5	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積161.1ha 区画整理161.1ha 暗渠排水156.6ha	事業継続
9	農業 農村 整備	経営体育成 基盤整備事業 (清水川北浦地区)	県	H13	H27	48.2	65.1	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積501.4ha 区画整理501.4ha 暗渠排水493.0ha	事業継続
10	農業 農村 整備	経営体育成 基盤整備事業 (蛇沼向地区)	県	H13	H25	39.7	66.8	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積286.6ha 区画整理286.6ha 暗渠排水286.6ha 客土222.4ha	事業継続

4 公共事業再評価調書の概要 (2 / 2)

番号	事業種別	事業名	事業主体	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費(億円)	進捗率(%)	事業目的・事業概要	総合評価 対応方針(案)
11	農業農村整備	経営体育成 基盤整備事業 (芋塚地区)	県	H13	H23	5.6	94.6	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積42.6ha 区画整理42.6ha 暗渠排水40.2ha	事業継続
12	農業農村整備	ため池等整備事業 (上沼3期地区)	県	H13	H25	3.4	35.3	水路の改修を行い自然災害の発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図るもの。 受益面積283.1ha 水路工1,330m	事業継続